

第12回サービス統計・企業統計部会 議事録

大臣官房統計委員会担当室

サービス統計・企業統計部会（第12回） 議事次第

日 時：平成21年12月15日（火）10:00～12:10

場 所：総務省 第2庁舎6階特別会議室

1．開 会

2．議 事

経済産業省企業活動基本調査の変更について

3．閉 会

首藤部会長 それでは、時間になりましたので、ただいまから「第12回サービス統計・企業統計部会」を開催いたします。

本日の議題は、前回に引き続きまして、「経済産業省企業活動基本調査の変更について」でございます。

本日の会議は、12時までを予定しておりますけれども、本日部会で一通り審議を終えたいという予定でございますので、御協力をよろしくお願いいたします。

なお、審議の進行によりましては、若干部会の終了時間を延長させていただくということもあるかと思っておりますので、恐縮でございますけれども、あらかじめ御了承いただきたく、お願いいたします。

岡室専門委員は所用のため、11時30分ごろに御退席になるというふうに伺っています。岡室委員、御意見がございましたら、早目をお願いいたします。

引頭委員は、30分程度遅刻されるということでございます。

本日は、前回部会で、皆様から、経済産業省企業活動基本調査の変更につきまして、さまざまな御意見をいただきました。それを踏まえまして、事務局では前回お示ししました論点メモを修正いたしましたので、本日はその論点に沿って審議を進めたいと思います。

審議の進め方でございますが、まず論点メモにつきまして、前回お示ししたもののからの修正点を事務局の方から簡単に説明いたしまして、その後、メモの論点について調査実施者が回答を用意しております。資料1ということでございます。この回答につきまして、調査実施者から説明をしていただいて、それを踏まえて御審議をお願いしたいと思います。

それでは、審議に入る前に、本日の配付資料の説明と併せて、11月27日に開催されました前回部会の結果概要につきまして、事務局の犬伏統計審査官から御説明をお願いいたします。

犬伏統計審査官 それでは、まず資料の御確認をお願いいたします。

議事次第を1枚めくっていただきますと、別紙ということで、配付資料一覧を付けてございます。これに沿って御確認いただければと思います。

資料は1から4まで、参考資料として1、2、席上配付資料といたしまして二つ。

それから、何も資料ナンバー等は振ってございませんが、昨日、野辺地専門委員の方から意見が出てございますので、席上配付させていただいております。

それでは、前回の審議結果の概要につきまして、私の方から、確認の意味合いで御説明をさせていただきますと思います。

参考1をご覧いただければと思います。前回の結果概要でございますが、「5 審議の概要」のところでございます。(2)でございますが、事務局の方から経済産業省企業活動基本調査の概要等について、御説明をさせていただきました。

その後、調査実施者から、今回の改正計画等について説明がありました。

その後、委員、専門委員からの自由な意見等が出されたわけでございます。

その意見の概要について、(3)以降にまとめてございますので、主要な意見について

簡単に説明させていただきたいと思います。

まず1ページ目の でございますが、前回の答申の指摘等におきまして、情報通信業基本調査（仮称）の具体的な計画が出されたことは、大いに評価したい。今後、これ以外の企業を単位とした調査と本調査との体系的な整備をどうしていくかについては、中長期的な観点からの議論を行う必要があるのではないかという意見がございました。

1枚めくっていただきまして、2ページ目の でございますが、前回答申で指摘されている中小企業実態基本調査と本調査との関係については、少し詰めて考えて、何らかの調整を図ることが必要なのではないかという意見がございました。

でございますが、今回新設いたします、関係会社の子会社の減少数や関係会社の取引の実態等については、これらが今ごろになって統計調査の項目として出てくるのは、極めて違和感を覚えるというような御意見がございました。

でございますが、本調査の方向性としては、としては他統計との利用互換性の確保、二つ目として一定以上の回収率があり、偏りが少ないこと、この2点に留意して議論をすべきであるという意見がございました。

でございますが、今回の調査項目の追加の方向性自体は、高く評価したいけれども、調査目的を明らかにして、どういう項目にしていくのかという微調整をしないと、分析する際に、整合性がとれないことにならないかという懸念があるという御意見がございました。

でございますが、今回の調査票について、企業規模に応じた調査票の使い分けの導入について検討することが、必要ではないかという意見がございました。

でございますが、情報通信業基本調査の創設について、同調査と本調査の間で調査対象の範囲が違っているため、整合性の確保について、検討することが必要ではないかという御意見がございました。

でございますが、企業番号の統一について、また、クロスセクションの長期時系列の品質確保の向上について、検討していただきたいという意見がございました。

といたしまして、報告者が回答する際に、戸惑わないようにすること、それから、別途集計を要するなど、多大な作業を要しないようにすること、それが重要である。具体的には、製造委託以外の外部委託の内訳や、技術取引の著作権の内訳としてのソフトウェアなどは、定義が明確でなく、報告者が戸惑うのではないかという意見がございました。

でございますが、今回把握しようとしています「関係会社」を超えた企業グループ内での取引が増加しており、それらを今後、統計としてどう取り扱っていくのかを、検討する必要があるのではないかという意見がございました。

前回の意見の概要としては、以上のとおりではないかと考えているところでございます。首藤部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。

まず、事務局から論点メモにつきまして、前回からの修正点について御説明をお願いい

たします。犬伏審査官、お願いいたします

犬伏統計審査官 それでは、席上配付資料1として、「論点メモ（修正案）」をお配りさせていただいております。

今回修正で変わったところについては、アンダーラインを引いていますので、その部分だけを簡単に御説明させていただきます。

まず、1（1）のところで、「情報通信業基本調査と本調査との調査対象範囲が異なっているが、問題はないか」という視点を、個別留意事項として追加させていただきました。

2（1）アでございますが、「各調査事項のねらい、目的は明確となっているか。各調査事項はねらい等に的確に対応したものとなっているか」というものを追加させていただいております。

イとして、「他の統計調査と重複する調査事項等はないか。また、調査事項の定義は明確になっているか。」具体的には次の個別留意点の中で、中小企業実態基本調査等の企業を単位とした統計調査との調整は行われているのか。

それから、「『モノ以外のサービス取引』と『製造委託以外の外部委託』や、『能力開発』と『研修会関係の外部委託』など、関連性高く、似た調査項目について」、これらの設問の趣旨とか定義が明確になっているのかという点を追加させていただきました。

ウ のところで、「資本関係のない、いわゆる兄弟会社などとの取引を把握する必要性はないか」というのを追加させていただいております。

それからもう一点、「連結決算による企業活動を把握する必要はないのか」という点も、追加させていただきました。

のところでは、「報告者負担軽減による回収率の向上等の観点から、企業規模に応じた調査票の使い分けが必要ではないか」という点を、追加させていただいております。

3ページ目に行きまして、カの取引状況のところでございますが、ここの個別留意点といたしまして、「企業グループ間の取引関係会社に限定して把握することに問題はないか。」もっと広い範囲でとらえるべきではないかという視点を、追加させていただいております。

5ページに参りまして、ケ「9 技術の所有及び取引状況」のところでございます。個別留意点のところでは、「技術取引における著作権の内訳の『ソフトウェア』は、定義が明確になっているか」という点を追加させていただいております。

最後の6ページでございますが、ここは追加というよりも明確にしたということで、4

でございますが、類似の調査との関係について書いたところでございますが、ここは個別の調査名を列記させていただきました。

変更点は、以上でございます。

首藤部会長 ありがとうございます。それでは、論点メモに沿いまして、審議を進めたいと思います。

量が多いものですから、効率的に審議を進めるために、7つのグループに区分して、そのグループごとに審議をしていきたいと思っております。

まず項目(1)(2)、項目2(1)、項目2(2)ア～エ、項目2オ、カ、項目2(2)キ、ケ、項目2(2)コ、シ、項目3、4というふうに区分いたしたいと思います。

そういう区分にいたしまして、審議の進め方といたしまして、調査実施者から論点についての御回答を御説明いただきまして、それを踏まえて審議いただければと思います。

それでは、最初に「企業活動に関する統計の整備」の論点「(1)基本計画での指摘事項への対応」及び「(2)前回答申での指摘事項への対応」の二つにつきまして、調査実施者から論点に関わります回答の御説明をお願いいたします。

調査実施者 では、資料1をご覧いただきたいと思います。

まず、「(1)基本計画での指摘事項への対応」のところでございますが、「『情報通信業基本調査(仮称)』は、新規に立ち上げる統計調査であり、回収率の確保等の精度的な観点、報告者が記入できるかといった記入可能性の観点等について、十分な検証を行う必要がある」と考えています。

このため、まず22年度に総務省と経済産業省共管の一般統計調査として、実施いたします。その結果をもとに、回収率や記入状況等についての検証を行いまして、基幹統計調査化に向けた、調査事項の見直し等を図っていきたいと考えております。

次の、個別留意点のところでございますが、情報通信業基本調査については、企業活動基本調査と調査対象範囲を、従業者50人以上かつ資本金3000万円以上にそろえた表を作成する予定でございます。こちらで、企活調査とは比較可能となるため、特段問題はないと考えています。

次のページでございますが、「(2)前回答申での指摘事項への対応」で、まず、他の調査とのデータ共有ですけれども、情報通信分野のデータ共有としまして、先ほど申しました情報通信業基本調査を22年に創設し、データの共有化を図る予定でございます。

また、法人企業統計調査及び科学技術研究調査につきましては、現在、重複する調査事項に対して、両調査のデータを企活調査の方へデータ移送しております。

また、中小企業実態基本調査については、企活調査のデータを移送しております。

ほかの企業関係統計の調査結果とのデータ共有については、引き続き検討したいと思っております。

の調査対象範囲及び規模についてでございますが、業種別全企業に対する企業活動基本調査のカバレッジは、法人企業統計調査と比較しましたが、製造業では約75%カバーしておりますが、例えばサービス業ではこれが30%以下となっております。一部業種によって、十分にカバーしているとは言えない状況であるということは、よく認識しております。

ただ、調査対象範囲及び規模の見直しについて、適切な結論を得るには、経済センサス活動調査の結果を踏まえた企業名簿の情報が、不可欠だと考えております。このため、経済センサスにより整理された企業名簿に基づいて、検討を行いたいと考えております。

の中小企業実態基本調査との重複是正でございますが、中小企業実態基本調査との現状の関係は、まず調査対象は、一部重複しております。中小企業実態基本調査は、約11

万社の調査でございますが、うち約 2000 社が重複しております。

一方、中小企業実態基本調査の調査対象業種ですが、これは建設業あるいは運送業等を含んでおり、企業活動基本調査よりも広がっております。

調査対象の重複整理に関しましては、まず中小企業実態基本調査は、中小企業基本法に基づき調査対象を設定しております。業種ごとに、これは規模が変わっております、製造業ですと、資本金 3 億円以下または従業者 300 人以下、また小売業であれば資本金 5000 万円以下または従業者 50 人以下というふうに、それぞれ変わっております。この調査対象の変更というのは、困難であろうと考えています。

現在重複している調査対象企業については、売上高またその内訳金額等について、企活調査から中小企業実態基本調査へ、データ移送を行っているところです。

次に 3 ページでございますが、「調査事項」についてでございます。

まず、アのところでございますが…。失礼いたしました。ここまでです。

首藤部会長 ありがとうございます。第 1 グループにつきまして、御意見をいただければと思います。

それでは、伊藤委員、お願いします。

伊藤専門委員 1 点目として関係省庁の統計とのデータ共有については、ここで挙がっている以外にも、前回の資料 1 の最後の 17 ページで列挙してあるように、例えば厚生労働省の医薬品・医療機器産業実態調査、農水省の食品産業活動実態調査、国交省の建設業構造基本調査など、重複が考えられる他省庁の統計もありますので、引き続き調査の統一化を御検討いただければと思います。

2 点目といたしまして、経済センサスの企業名簿についてですが、経済センサス自体は、事業所ベースの名簿情報となっているため、それと企業ベースの名簿情報との適切な互換性がとれているのかどうかということも、もし検討事項として見直しができるようであれば、考えていただきたいと思いました。

以上です。

首藤部会長 この点につきまして、何か御回答はございますか。

調査実施者 まず、ほかの統計とのことにつきましては、今回、情報通信業のところをしましたが、これを踏まえて、他省庁とも検討を進めていきたいというふうに考えております。

経済産業省 2 点目の御指摘でございますけれども、経済センサスにつきましては、21 年に経済センサスの基礎調査ということで、事業所と企業に関する母集団情報の整備を主な目的として実施し、この名簿に基づきまして、24 年 2 月に経済センサスの活動調査を実施する予定で、現在、総務省さんと準備を進めているところでございます。

事業所と企業に関する両方の名簿をきちんと整理するというにしまして、これまでは事業所単位の調査から名寄せをして、企業名簿をつくってきたわけでございますけれども、これをより精緻化するということで、今回の調査では、傘下に複数の事業所

を有する企業につきまして、本社事業所から傘下の事業所名簿を含めまして、すべて報告いただくというような形での調査設計を目指してございまして、企業と事業所の関係をきちんと精査した上で、両方の観点の名簿を整理して、各種調査の母集団情報に供することを目指すという、そういう設計で準備をしているところです。

伊藤専門委員 どうもありがとうございました。

首藤部会長 よろしいですか。

それでは、ほかに御意見はございませんでしょうか。

岡室専門委員 まず、個別留意点の第1の情報通信業基本調査との関係ですけれど、これは、私が前回御質問したのですけれど、ここにありますように、対象範囲をきちんとそろえた表を作成ということなので、私は納得いたしました。それが1点です。

あともう1点が、(2)の項目で、中小企業実態調査の重複は正のことですけれども、私もよく考えますと、確かにこの中小企業実態基本調査は、サンプル調査であるだけでなく、たしか任意統計でしたね。指定統計ではないと思います。そうしますと、必ず回答するという義務はないわけですから、回答者を見て、きちんと質問の重複等がないように切り分けるのは難しいと思いますので、ここにありますように、ある程度の重複は、確かに仕方ないと思っています。ただ、今回明らかにするのは、企業活動基本調査の調査項目がより複雑になるといいますか、質問が多くなるわけですので、これの導入によって、今後、他方の中小実の回答にこういった影響が出るか。例えば回収率ですね。ということを引き続き検討していただきたいと思います。

首藤部会長 ありがとうございました。ほかに御意見はございませんか。

廣松委員、何かございましたらお願いします。

廣松部会長代理 今の調査実施者からの回答で、大体尽きていると思います。

一つ言葉の問題ですが、2ページの回答のところ。データ移送とデータ共有という言葉が出てきますが、これは特に何か使い分けていて、意味の違いはあるのですか。

調査実施者 特に違いということでは、考えていません。

廣松部会長代理 少なくとも現時点では、例えば財務省の法人企業統計調査、総務省の科学技術研究調査は、この企業活動基本調査とは別個に行われていて、一部の調査項目に関して、それぞれの調査からのデータで埋めることになっています。一方で、中小企業実態調査に関しては、こちら側からデータを渡していますが、それがデータ移送ですね。

わかりました。そのように、他の企業関係統計調査結果とデータ共用することで、これまでどおり独自の調査が幾つか並立するのか。それとも一本の調査にするのか、その辺のことも今後、議論するべき点ではあるかと思えます。

首藤部会長 今の時点では、これで納得ということですか。わかりました。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、伊藤委員から、今後の検討課題として、関係省庁の統計との関係を、より広

く考えていただきたいという御意見。経済センサスの企業名簿について、より精緻なものにしていただきたいという御意見がございました。

岡室委員の方からは、中小企業実態基本調査とのすり合わせについて、引き続き検討していきたいという御意見がございました。

廣松委員の方からは、全体としてのデータの共有化について、今後、一本化の方向にどういうふうに向けるのかということも、考えるべきという御意見がございました。

ほかに御意見がなければ、次のところに移りたいと思います。

1の「企業活動に関する統計の整備」について、こういった形によるしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

首藤部会長 ありがとうございます。

それでは、「2 調査事項について(1)調査事項の適切な設定」に入りたいと思います。

なお、項目といたしましては、ア～ウがございしますが、「ア 各調査事項のねらい」等について、調査事項ごとに説明させていただいた方がわかりやすいと思いますので、それぞれ、調査事項の論点に合わせて説明をしていただきたいと思います。

それでは、調査実施者から、論点に対する回答の説明をお願いいたします。

調査実施者 同じく資料1の3ページでございます。

「ア 各調査事項のねらい」については、後ほど、(2)調査事項の妥当性の際に御説明をさせていただきます。

まず、「イ 他の統計と重複する調査事項」についてです。先ほど申しましたが、法人企業統計調査、科学技術研究調査につきましては、データ移送を受けております。また、中小企業実態基本調査、海外事業活動基本調査につきましては、データの移送を行っているところでございます。

特定サービス産業実態調査は、業に着目した調査でございまして、企活調査とは若干性格が異なっております。業を深掘りした調査項目となっておりますが、こちらと重複是正をするためには、いましばらく時間がかかると考えております。

知的財産活動調査は、サンプル調査であること、建設業構造基本調査は、建設業が企業活動基本調査の対象外であること、また、情報処理実態基本調査は、今回、企活調査においてコンピュータの利用の有無、電子商取引の実施の有無を削除しておりますが、こういうものしか重複していなかったことから、いずれも特に調整は行っておりません。

個別留意点の二つ目の定義のところでございます。まず、「モノ以外のサービス取引」につきましては、運輸、通信等々各種のサービス、特許権等使用料であり、損益計算書に計上した国際取引に限っております。

「『製造委託以外の外部委託』とは、製造委託以外の外部委託(アウトソーシング)のことで、額の記入に当たっては、営業費用に計上した外注費、業務委託費等のうち、製造

委託を除いたもの」としております。

また、これにつきまして、改めまして外部委託のところでも御説明させていただきたいと思っております。

次のページでございます。「能力開発」ですが、こちらは講師・指導員経費、教材費等に支出した額でございます。「研修関係の外部委託」につきましては、「製造委託以外の外部委託」という項目と「能力開発」の項目、それぞれに該当する場合がありますが、それぞれ切り口が違っておりますので、報告者においては、特に問題ないかと、正確に回答できるのではないかと考えております。

次にウのところでございます。前回答申での指摘事項 ですけども、社会情勢の変化等に応じた調査事項の見直しですが、これは前回答申での、今後の課題あるいは基本計画部会第2ワーキンググループでの議論を踏まえまして、変化する企業活動の実態を適切に把握できるように、調査事項の見直しを行い、今回の改正案とさせていただいております。

その観点でございますが、「組織の再編成等の的確な把握」「事業の国際化・サービス化の的確な把握」「人的資産への投資の的確な把握」、また一方、「把握必要性が低下した調査事項等の廃止 等」を行うものでございます。

個別留意点でございますが、「資本関係のない、いわゆる兄弟会社などとの取引」については、これは範囲の定義が難しいばかりでなく、報告者からの正確な回答は難しいと考えております。

前回の部会で、グループあるいはグループ化という言葉を使いまして、少し誤解を生じたと思えます。大変恐縮でございます。資本関係のある親子あるいは関連会社との関係を調査し、実態を把握するものでございます。

また、連結決算につきましては、上場企業に対するルールですので、これを上場企業以外の企業に対して求めることは、調査客体に対して大きな負担となると考えており、今回、本調査で調査することは、考えてございません。

のところでございますが、「業種特性に応じた調査票の複数化」につきましては、現在の対象業種においては、企業の多角化の把握、業種別の比較等を行うには同一の調査票の方が望ましいと考えております。

複数の調査票による調査導入に当たりましての課題ですが、まず、多角化している企業には、複数枚の調査票が送付され、記入者負担が大きくなります。

また、一方、主業格付けを行い、その業種特性に応じた調査票、1種類を送るという場合は、主業以外の活動の実態把握に漏れが生じてしまうということがございます。

ただ、今後、企業活動基本調査の対象が拡大した際等には、企業によって記入困難な調査項目等が生じることもございますので、その際には、調査票の設計について見直すこととしたいと考えております。

個別留意点ですが、企業規模に応じた調査票の使い分けは、本調査は資本金 3000 万円以上かつ従業者 50 人以上と、一定規模以上を対象としておりますが、現在この中では、規模

よっての記入率にそれほど大きな差はございません。現時点では、特に企業規模に応じた調査票の使い分けというのは、考えておりません。ただ、今後、企業活動基本調査の調査対象範囲及び規模の見直しを行うこととしておりますので、その際には、報告者負担の軽減等の観点から検討したいと考えております。

以上でございます。

首藤部会長 ありがとうございます。それでは、ちょっと長くなりますけれども、「調査事項の適切な設定」について、主としてイからウについて、御審議をいただきたいと思っております。順番にしていっての方がよろしいかと思っております。

まず、イについていかがでございましょうか。

それでは、岡室委員。

岡室専門委員 イのところで特定サービス産業実態調査のところ、御説明に、「業」に着目した調査であるとありますけれども、ここの意味がはっきりわかりかねたんですけれども、この調査は基本的には、事業所対象の調査ということで、企業単位で名寄せをして、ほかと調整をするのは時間がかかると、そういうふうに理解をしてよろしいでしょうか。

調査実施者 企業に対する調査も、特サビに一部ございますので、そういうものとの調整というのは、今後、必要かと考えております。

首藤部会長 いかがでしょうか。それでよろしいでしょうか。

岡室専門委員 わかりました。

廣松部会長代理 ちょっと補足しますと、特定サービス産業実態調査の場合は、当初は、アクティビティベースで調査をしていたのですが、それが18年から、主業格付けに基づく調査になったわけです。

ただ、そうすると、特に個別の業種の特性というのでしょうか、特徴がなかなかうまく把握し切れないという問題点もあります。

したがってここで業と書いてあるのは、どちらかという、アクティビティというふうに御理解いただいた方がいいのではないかと思います。

首藤部会長 最初に非常にわかりにくかったのは、主業格付けという言葉ですけれども、これは要するにコアになる業務を分離するということなのですね、格付けとは、そういう意味ですね。

廣松部会長代理 そうです。一つの事業所が複数のアクティビティを行っているときに、通常は売上高ですが、それが一番多いものを主業というふうに呼んで、その事業所の売上全体を主業の方に入れるという考え方です。

首藤部会長 わかりました。ほかにいかがでしょうか。

佐々木委員、どうぞ。

佐々木委員 能力開発のところですけど、設備投資と研究開発と人に対する投資がどのくらいのものであるかというのを知りたいということなのでしょうけれども、これは調査をしてみなければわからないのですけれども、私の直感では、恐ろしいほど低い数字に

なるのではないかと思うのです。

設備投資の金額とか研究開発とはけたがずっと小さくて、費用の項目に広報宣伝費とかいろいろ書いてありますでしょう。これよりもずっと小さい金額になるのではないかと。

この能力開発の金額をとりたいという目的というか、特別な問題意識があったのでしょうか。

調査実施者 人への投資というのも重要なものでございます。人材育成という観点からも、例えば、人材投資促進税制というようなものもございまして。こういうものを実際にまた改正作業とかするようなときに、実態の把握という観点からも、とりたいと考えております。

佐々木委員 付け加えますと、企業での研修の実態は、ここに書いてあるような金額よりも、社内のいろんなトップの講義だとか、経理の専門家だとかそういう方が多くて、外部にお金を出すという金額は、本当に少ない金額ではないかと思えます。

やめろと言っているわけではなくて、恐らく1～2回したら、やめておこうかということになるのではないかと。思っています。

犬伏統計審査官 済みません。事務局ですが、今の能力開発のところは、後ほど個別の項目のところ、また御議論をいただきますので、またそこでお願いできればと思えます。

首藤部会長 ほかにいかがでしょうか。

ほかに御意見がなければ、ウの方に移りたいと思えます。

どうぞ、組織変化のところでは。

引頭専門委員 ウについて、私も前回発言させていただいたと思うのですが、グループ内活動、先ほど作成部局の御説明の方で、グループ内取引ではなく、あくまでも親子間取引だというふうにするということであれば、それはそれでいいかどうかは置いておいて、そういう決めでしたらいいと思うのですが、表章のときに、グループ活動とか企業グループ活動といってしまうと、これしかないのですかという感じになってしまうかもしれませんので、くれぐれも表章のときには気をつけて、発表なり何なりをしていただきたいと思います。

首藤部会長 ありがとうございます。そのようによろしくお願ひしたいと思います。

調査実施者 はい。

首藤部会長 ほかにいかがでしょうか。

岡室専門委員 ウの最後のところで、個別留意点2のところでは。企業規模に応じた、調査票に使い分けるといふことでは。確かにこれまでは、対象が一定規模以上ということもありまして、規模による記入率の差があまりないということでは。けれども、今回いろんな項目において、関係会社との違いを把握して、金額を記入していただくわけですね。これまで をつけたところに、金額を記入していただくというのが入りまして、かなり細かいわけでは。けれども、そういった場合に、本当に企業規模によって記入率の差が出ないのかということ、私は必ずしもそうでないような気がするのです。

特にこの調査は、従業員 50 人以上及び資本金の切り分けがありますけれども、例えば製造業でいうと、従業員 300 人を超える大企業とそれ以下の中小企業は、かなり違う形になるのではないかと思います。

勿論、これは調査をしてみなければわかりませんが、今回、問題ないということでありまして、やはり今回の調査をもちまして、それぞれの項目ごとにかなり記入率が違うところがあるかどうか、それを是非把握していただき、今後の検討に加えていただきたいと思います。

首藤部会長 御回答をお願いします。

調査実施者 おっしゃるように、今回、関係会社まで、それぞれとるということで、かなり細かくなっております。これがどういうふうに出てくるかは、実際してみて、その結果も踏まえていきたいと思っております。

首藤部会長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

それでは、伊藤委員、お願いします。

伊藤専門委員 岡室先生の御議論と関係することですが、規模に応じた調査票の使い分けということよりも、むしろ共通のショートプラットフォームのようなものを継続してとり続ける。その上で、目的に応じた調査票を上に乗せの形でとるという形が、恐らくはよいのではないかとこのように考えています。企業の規模分類の境界線上にあるような企業の場合に、従業員規模が多少増減するだけで、調査票の様式が完全に異なるのは望ましくないように思います。

企業の分類に関しては、現在の分類が細かすぎるのではないかとこの印象も感じています。現在、企業の規模分類には、従業員規模と資本金または出資金規模という二つの分類があります。前回いただいた資料 2 の企活の表章様式などを見ますと、結果公表の際に従業員規模で 6 つ分類をしていて、資本金の規模で 7 つ分類をしています。(事務局注：正しくは資本金規模で 8 つの分類)。両方の基準で細かく分類すると、理論的には 40 以上の分類ができ、個々の分類に該当する企業数が減って平均値などをとる意義が薄くなります。結果を集計する際に、統計調査として母体数がある程度そろうような形の分類で、結果の公表などをすると、よりよいのではないかとこのように感じています。

首藤部会長 ありがとうございます。

企業規模に応じた分類の仕方について、もう少し工夫して整合的に規模と。

伊藤専門委員 そうですね。今は従業員でも分類していて、資本金でも分類していて、両方の基準で分類すると、掛算でたくさんの分類ができてしまうと。それよりはもう少し単純化して、4 グループに分けるとか、3 グループに分けるとかのほうが、統計情報として意味があるかと。

首藤部会長 整理が必要だということですか。

伊藤専門委員 そうです。

首藤部会長 ほかに御意見。清田さん、お願いします。

清田専門委員 1点だけ確認させて頂きたいのですが、ウの親会社、子会社、関連会社の状況というところで、純粹持株会社は調査対象から外れてしまうという理解でよろしいでしょうか。製造業であっても、ホールディングカンパニーの一番上のヘッドクォーターの部分は、調査対象から外れることになりますでしょうか。

調査実施者 今、純粹持株会社は、企活の対象外になっておりますので、純粹持株会社には行かないということになります。

清田専門委員 今後の課題として、一度検討して頂けるとよいと思うのですが、純粹持株会社化してしまうと、もともと調査対象となっていた企業が調査対象から外れてしまうことになります。この結果、本来調査範囲であった一部の企業活動がとらえられなくなってしまいます。その部分を何とかして取り込むということは、難しいのでしょうか。

調査実施者 純粹ではなくて、事業持株会社の場合は、対象になっておりますので。

清田専門委員 調査票を見せていただくと、経営計画立案などに携わるような、いわゆるヘッドクォーターに当たる場合は、含まれないのですよね。

調査実施者 事業を引き継いだところは、とっておりますけれども。

清田専門委員 調査票の手引きの3ページの注の1と注2というところに、純粹持株会社と事業持株会社の違いと書かれていると思います。

その中で、純粹持株会社は、事業活動を営むことは目的としていないが、グループ全体の経営計画の立案というものには携わっているような会社とされています。このため、製造業の企業グループの経営計画立案に携わっている企業であっても、それが純粹持株会社の場合、調査対象から抜けてしまうことになると思います。この調査対象から抜け落ちてしまっている情報というのは、企業活動を把握する上で非常に重要ではないでしょうか。

首藤部会長 純粹持株会社を区別して中に入れるか、あるいは外してしまうかということで、今までの考え方だと、外すということですね。

調査実施者 はい。

首藤部会長 要するに経営管理とかそういったサービスは、調査対象になっていないということですね。

調査実施者 基本的に、経済産業省の所管の業をしているところにこの調査を行っておりますので、純粹持株会社の場合は、そこがありませんので、今は対象からは外れているという状況になっています。

首藤部会長 そういう考え方に立っているようでございますが。

引頭専門委員 今の御議論に、今更ながらの質問で恥ずかしいのですが。

例えば、製造業でグループ全体の特許を、純粹持株会社化するときに、特許は純粹持株会社の方に置いておいて、そうしないとグループ全体で特許が使えないので、そうすることが多いと思います。

当然グループ会社に対して、特許共有をしたり、あるいは、ほかの企業に対して特許を供与してロイヤリティ収入を得るといような活動をしていると、それは事業をしている

ということになるのですか。

要するに管理っばいけれど、外に一部売ったりとか、そういうのは、何となくどうなのか、少しわからなくなって。

純粹持株会社の活動というのは、単に株を持って、それでさっきおっしゃったように、社内だけの調整をしているところかなとも思いつつ、だけどその中で外に売ったりすることもあるかもしれないですね。定款にどう書いてあるか、あれですけれども。

その辺の定義をもう一度。

首藤部会長 そういう知的財産の所有が持株会社に帰属しているかどうかということですけれども、そのところはいかがでしょうか。

調査実施者 今みたいな場合として、実態として対象になっているかということ、対象にはなっていません。

首藤部会長 実態はそういうことがあるということでしょうか。そういうことだと、純粹持株会社を除くということは、何か…。

調査実施者 純粹持株会社自身、調査をしていないものですから、今のような事例があるかどうか、私どもも承知していませんので、申し訳ありません。

首藤部会長 引頭さん、そういうケースは、かなり多いですか、最近では知財の問題が、非常に注目されていますけれども。

引頭専門委員 多いですかと言われると困るのですけれども、私がか社の再編のアドバイスをするとして、特許がもしもあるとしたら、一番上のトップの会社が特許を持っていないと自由に使えないというのがありますから、多分最初は、それを勧めると思います。それは事業会社さんによって、最終的にはお決めになることではありますけれども、絶対そうするのですかと聞かれると困ります。いろいろな会社のケースがあるので。

首藤部会長 そういうケースが。実際にあるということですね。

引頭専門委員 ええ。親が持って、しているというのも、勿論ありますね。

調査実施者 企活の対象は、対象業種を決めまして、その業種に属する事業所を有している企業としておりますので、その定義に入るかどうかというところで考えております。ですから今のような場合は、そこには入らないのではないかと思います。

宮川専門委員 確かに清田さんのおっしゃることも、引頭さんのおっしゃることもよくわかるのですが、純粹持株会社も一緒に並行して調査すると、ダブルカウンティングする可能性も出てこないでしょうか。

だから純粹持株会社の特性というのを、調べたいのであれば、経営戦略機能とか知的財産の管理機能に特定化して、改めて純粹持株会社だけ調査をしないと大変ではないかという気が、直感的にはします。

引頭専門委員 今の御指摘はごもっともだと思うのですが、多分これは各企業単位ですよ。ですから連結で数字は入れないと思うので、純粹持株会社は、単純に個別の自分の傘下の企業から、経営指導料みたいな形なのか、ブランド使用権か知らないですけど、い

ろんな名目があります。それで得た収入で回っているという売上高しか載らないので、カウントがダブルになることはないとは思いました。その点だけは、ほかは。

岡室専門委員 先ほどの宮川先生の御意見はもっともなのですが、私の記憶では、統計審議官の答申では、今次新しくできます経済センサスで、まず、純粋持株会社というのを明確に把握する。しかる後に、その純粋持株会社に対して別途、純粋持株会社が何をしているかという調査をするというふうに、たしか決まっていたと思いますので、そちらは純粋持株会社が把握できると。

もう一点は、企業活動基本調査では、確かに一つは、経済産業省所轄でもありますし、場合によっては重複、ダブルカウントを避けるために、純粋持株会社分は調査しないということですが、もともとある企業が製造業と一体になっていて、ある時点で、その純粋持株会社を設けて、その下に製造子会社がぶら下がったとしましょう。

そうしますと、今まで企業内取引であったものが、今度は企業間取引に変わるわけですね。これまでの企活の調査ですと、そういった企業間の取引関係は、かなり抜け落ちてしまう可能性があったのですが、今回の改正というか、新しい案では、そういったグループ内で企業間の取引関係というの、把握できるようになったわけですから、それはそれで大したものだと、私は思っています。

例えば引頭委員がおっしゃったように、もし純粋持株会社になったところが、知的財産の管理をするという権利を持っていたとしても、その場合には残った製造子会社の方に、こちらの調査がいて、そこで例えばライセンスの支払の形で把握できるわけですから、それは企業内取引が企業グループ内取引に変わっているのが、むしろ明確に把握できてよるしいのではないかというふうに、私は考えます。

首藤部会長 恐らく持株会社化した場合、グループ内の取引というのは、この調査では明確に把握できないと思います。なぜかといいますと、資本関係でしか見ていないわけですので、兄弟会社の場合は、資本関係で見ると0ということになります。そういう点で、非常に限定された調査になるというふうに思います。

今は非常に大きく企業の組織再編が行われていて、持株会社化とグループ化というのは、一般化しているわけです。ですけれどもこの調査では、それをつかまえることはできないという前提で、考えていかななくてはいけないのではないかと。

ですので例えば、持株会社化がもたらす影響を見るということ、あるいはグループが、資本関係だけでないとなると、別の調査が必要という印象を受けました。

経済産業省 経済産業省でございます。

今、岡室先生からお話ございましたように、先ほど御紹介した経済センサスの基礎調査と活動調査において、純粋持株会社を把握するということになってございます。御紹介の基本計画の中でも、21年、24年の経済センサスにおいて、事業所と企業の間をきちんと整備した暁には、グループ化という、今お話があったような形での名簿を、次のステップで目指すべきという形になってございます。

その母集団の名簿がきちんとできた後に、純粋持株会社について何らかの形で調査をかけ、実態把握を進めることを、私どもとして目指していくということで、内部的に検討を進めているところでございますので、今後、そういう形で対応していきたいというふうに考えております。

首藤部会長 では、将来、持株会社に関する調査というものも、念頭に置いて進めていくと理解してよろしいでしょうか。

今回の調査は、そういう点で限界といいますが、限定性をむしろ明確にする方が、利用者としては使いやすいデータになるのではないかというふうに思います。

よろしいでしょうか。

それでは、今、「調査事項の適切な設定」について、たくさん御意見が出ました。

例えば能力開発について、むしろ人材育成という観点から見ると、これもひとつ限定があって、外部に発注したものは、どのくらいかということだということ、明確にする必要があるのではないか。

それから、今、議論になりました、グループ化の問題に関しては、ここではあくまでも資本関係に応じた関係会社に限定して、調査をしていくということだろうと思います。

ほかに、調査の工夫として規模の問題、規模別に非常に大きな差が企業間であるということで、そういった規模別の違いというものを念頭に置いた調査の仕方というのを、今後検討していただきたいということと、その際にもう少し整理をして、使いやすいような形の調査の形式をとる必要があるのではないか。

持株会社につきましては、これは非常に大きな変化でございますので、今、上場会社だけで調査をすると1割くらい持株会社なのです。純粋持株会社が1割くらいありますので、これは非常に大きな今後の調査の対象になるだろうと思いますので、是非、御検討をお願いしたいというふうに思います。

ちょっと時間が押してまいりました。申し訳ございません。ほかに御意見はございませんでしょうか。

ないようございましたら、次に移りたいと思います。

次に3番目のグループといたしまして、(2)各調査事項の妥当性、ア「企業の概要」、イ「事業組織及び従業者数」、ウ「親会社、子会社・関連会社の状況」、エ「資産・負債及び純資産並びに投資」の項目でございます。

これからは、各調査項目ごとの論点でございますので、それぞれの調査事項におきまして、先ほどの「調査事項の適切な設定」のアの論点であった調査事項ごとのねらい、目的について御説明をいただきまして、それぞれについて個別留意点として示されている論点を中心に、調査実施者から御説明をいただきたいと思っております。

それでは、調査実施者の方から、論点に対する回答の説明をお願いいたします。

調査実施者 では、まず資料2をごらんください。

企活調査全体のねらいでございます。

「経済産業政策の企画・立案や検証の基礎資料、企業における経営戦略等の基礎資料」として使うことを考えております。

具体的には、その下のところがございます、産業組織政策、資金政策、構造政策、人材政策等々で使われます。

そのためとしまして、その下の枠でございますが、企業間の関係の把握、組織再編、多角化、国際化等々、企業活動の把握・分析が必要であります。

それを行う調査項目としまして、その下にありますように、各従業者数、子会社・関連会社数、あるいは売上高等々の調査をするというものでございます。

今回追加した各項目、組織再編ですとか、先ほどありました能力開発、あるいは外部委託の状況等々、こういうものも業種、規模別のほか、利益、生産性との関係、あるいは国際化、関連会社との関係も含めた分析を行うことを考えております。

簡単でございますが、時間もありますので、資料3でございます。各調査事項の方も併せて説明をさせていただきます。

こちらの方は、前回配付の2 - 3の調査票と2 - 4の新旧対照表も、併せてごらんいただければと思っております。

まず、資料3の1ページでございます。「企業の概要」の項目です。ここは名簿情報、調査対象判定や集計のためのキー項目等を把握するものでございます。

今回の改正に関する論点についてですが、まず、企業の合併買収が増加するなど、企業の再編成の動きが顕著となっております。こうした組織再編行為の実態を明確にするために、今回直近1年間の組織再編行為の状況を追加いたしました。

また、設立形態の選択肢から企業組織の変更を削除いたしました。これは会社法の施行によりまして、有限会社制度が廃止されたことから、この項目は削除したものでございます。

次の2ページでございますが、「事業組織及び従業者数」のところでございます。この項目は、企業の経済活動を行う上でどのような組織を保有し、従業者をどれだけ配置しているかということのを定量的に把握するための調査事項でございます。

論点といたしまして、臨時・日雇、派遣従業者について、就業時間換算で把握する必要があるかということでございますが、ここにつきましては、まずパートタイム従業者は基本的に短時間労働者であり、臨時・日雇と比較して、就業時間換算の必要性が高いものです。また、雇用保険の対象であり、本社で一括管理しているところが多く、就業時間換算をしております。

一方、臨時・日雇及び派遣従業者につきましては、調査対象企業の雇用保険の対象外であり、また一般的に本社で一括管理しておらず、回答は容易でないという指摘がございました。このため、現行案どおり、従業者数のままとしたいと考えております。

次の3ページでございます。「3 親会社、子会社・関連会社の状況」のところでございます。ここは、対象企業の独立性・資本従属性、親企業の業種特性等を明らかにするた

めの調査事項でございます。

改正の論点でございますが、親会社、子会社間等の分業が行われておりますけれども、近年、子会社の設立だけでなく、統廃合も活発化しております。昨年のリーマンショックもありますし、勿論それ以前からも行われていたところはございますが、これまで把握しておりました新規設立に加えて、減少も把握するものでございます。

個別留意点のところですが、調査客体が事業持株会社である場合、それを識別できるようにしておくことが必要ではないかということでございますけれども、現在、子会社に対して親会社が事業持株会社かどうかを調査しております。これによりまして、親会社が事業持株会社かどうかというのは、識別が可能になっております。識別した結果そのものは公表はしておりませんが、識別は可能となっているものでございます。

次の4ページでございますが、「4 資産・負債及び純資産並びに投資」のところでございます。

ここは、企業の経営基盤である資産及び投資の実態を総合的に明らかにするための調査事項でございます。

改正の論点でございますが、まず、企業の配当総額あるいは配当性向が増加傾向にあると言われております。この配当状況の把握というのは、企業の配当政策、成長戦略等の分析に資するため、これを追加するものでございます。

企業における資金調達手法が多様化している中で、その資金調達手法を明確に把握するために、これを反映するように株式資本以外の負債内容について、例えば金融機関からの長期借入等々、詳細化したものでございます。

個別留意点といたしまして、調査客体が他から受けた投資額を把握できるようになっているか。双方向の把握が必要ではないか。配当金についても、同じであるということでございます。

まず、調査客体が他から受けた投資額というものは、現在、確かに把握してございません。企活調査においては、企業が関係会社へ投資した額で把握しております。双方向での把握ということは、記入者への負担となることから、現行は特にしてございません。現行どおりとしたいと考えております。

配当金についても同様でございます。

簡単ですが、以上でございます。

首藤部会長 ありがとうございます。以上の点につきまして、御意見、御質問ございますか。

伊藤委員どうぞ。

伊藤専門委員 2ページ目の2の従業者数のところですが、ちょっと論点とは離れてしまうのですが、労働者の定義について統計ごとに呼び方あるいは定義というものが異なっている点が気になっています。

例えば労働者に関して調査をしているものとして、総務省の労働力調査では、一般常雇

というふうに区分し厚労省の勤労統計調査では、一般労働者という呼び方をしています。

この企活調査では、常時従業者という形で正社員を含め、パートタイマーも含めた常勤の人たちというような区分をしている。恐らく記入する側としては、この調査ではどういう人が一般従業者で、この調査ではどういう人が、常時従業者なのかというようなことが、恐らく区別・判別しにくい部分があるのではないかとこのように思いますので、他省庁との連携ないしは、定義の統一というものが、より明確に検討されるといいのではないかなと感じました。

首藤部会長 ありがとうございます。どうぞ、御意見を。

調査実施者 この呼び名は従来からこうしておりましたけれども、必要があれば今後、調整したいとは考えています。

首藤部会長 ほかに、野辺地委員から御意見をいただいています。検討メモが皆さんのお手元に配られていると思いますので、御参照ください。

野辺地専門委員 お手元の検討メモに従って、感じたことを説明させていただきたいと思います。

まず、論点の3ページの「親会社、子会社・関連会社の状況」の論点というパラグラフに、「親会社との連結関係の選択肢から関連会社に係る選択肢を削除」したということがあります。

確かに関連会社という概念にとっては、親会社というものは存在しないわけです。先ほどからいろいろとお話が出ていますように、企業グループとしての活動というものが、非常に重要になっている中で、連結財務諸表、すなわち有価証券報告書を提出している会社、主として公開企業でありますけれども、そういう会社では、連結財務諸表を作成して、関連会社については、原則として持分法を適用して、連結財務諸表に損益のみ反映していると。売上高とか資産は反映しないけれども損益は反映していると。こういった状況であります。このように親子間だけでなく、関連会社との取引というものも、重要な面があるわけです。

その中で、親会社・子会社の状況の設問、調査事項の中で親会社がどこであるかという記載を求めている項目の中で、従来は関連会社という質問があったのですが、それは削除なされた。そのこと自体は、そもそも関連会社にとって親会社というものが無いわけなので、それはそれなりの理由があるのですけれども、もう少し根本的なところに立ち返って、グループ取引という点では、関連会社との取引も必要になってくるわけですし、逆に関連会社にとって資本的に上位である会社がどこであるのかということも、必要になってくるわけです。

ですから、他の会社の関連会社である場合、他の会社というのがあるのかどうか、どこなのか。こういったことを設問項目とする意味があるのではないかとこのことです。

しかしながら、こういう情報をどういうふうに活用していくのかという点もありまして、そこら辺も含めて、どの範囲でグループ活動を把握していくのかというのが必要になると

思います。

私の検討メモの に書かせていただきましたように、「調査対象の企業が『他の会社の関連会社』であり、当該他の会社が公開会社である場合には、調査対象の企業にその認識が通常あると思われます。」しかしながら、その当該他の会社が公開会社ではない場合は、関連会社という概念そのものについて、どういったものだが、認識も薄いのではないかと思います。そういった質問をした場合、きちんと答えていただけるかどうかという点で、いざ質問をすることになった場合、どういう形で質問をしたらいいかというのは、非常に悩ましいところであると思います。

それから、いろいろと取引高を調査事項の中で聞いている中に、関係会社との取引というのを聞いているわけですが、関係会社の概念には親会社・子会社、関連会社というのが入るだけでなく、それ以外に関連会社にとって資本的に上位である会社、これもその他の関係会社という概念に入ってしまうので、その他の関係会社についての取引を、関係会社のパラグラフに記載していただくのかどうかということも、厳密に企業が記入するときには、それはどうするのかと、ちょっと疑問に思う点かなと、こういった点があると思います。

以上です。

首藤部会長 ありがとうございます。関係会社とかグループ会社あるいは関係会社取引に関しては、いろんな問題があると思われまますが、まず、ほかに御意見がないかどうか、お伺いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

では、エの「資産・負債及び純資産並びに投資」のところの御意見をいただいてから、またもう一度、議論をしたいと思います。

この剰余金の配当状況に関してでございますけれども、いかがでしょうか。

キャッシュフローの保有状況を見るという点では、意味があるのではないかという気がいたします。

廣松部会長代理 これは野辺地さんにお伺いした方がいいのかもしれませんが、一般の企業で、ここでいう配当の受取等ですが、配当などを受け取った場合、どういう形で帳簿上整理されているのでしょうか。それを実際に調査項目としたときにうまく抜き出せるものなのかどうか、そこはいかがなのでしょう。

野辺地専門委員 一般的な通常の場合は、営業外収益の中に、受取配当金という形で出てくることとなります。それは前回の資料の2 - 3の調査票の中の営業外収益の中に入っているのだと思うのです。

先ほど、持株会社のお話が出ていたのですけれども、持株会社では受取配当金をメインの収入、売上高、一番上の収入に挙げているケースが、大半であると思います。持株会社の売上高というのは、受取配当金と、先ほどもお話がありましたように経営指導料、不動産を持っていけば不動産の賃貸料とか、いろんな、それは企業によって千差万別なのです

けれども、要するに持株会社の管理コスト、人件費等の費用を賄うために、受取配当金で賄ったり、グループ会社から経営指導料なり受託料みたいなものをもって賄っている。こういうケースが大半ですから、今お話がございましたように、受取配当金も、純粹持株会社の場合には、別に考えた方がよろしいのかなという面がございます。

以上です。

廣松部会長代理 ありがとうございます。

首藤部会長 よろしいでしょうか。

引頭専門委員 今回の御提案は、私は全面的に賛成でございます。配当金がわかることで、確かに受取りのところにありと見えていくところもあるのですが、今回は支払ったとか、あるいは資本金を受けたではなくて、資本を出したとか、そういう自分中心で見る統計だという御整理でしたので、そこからすると、利益のうちのどれぐらいを払い出したのか。それが業種であるとか、あるいは親子間関係を持っているところで、どういうふうに違ふとか、上場していない企業に関して、分析がいろいろできるかと思っておりますので、配当金はすごく意味があると思えます

それから今は非常に中小企業の金融のことについても、いろいろ問題になっている中で、こういう大きな調査で負債の部がはっきりわかるということは、いろんなインプリケーションが世の中に出せるのではないかと考えていまして、この項目は非常によろしいのではないかとします。

首藤部会長 ありがとうございます。それでは、最後に投資についてはいかがですか。企業が関係会社へ投資した額で把握しているということに関しては、よろしいですね。投資に関して配当の支払いということでございますので、問題ないということですね。

ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見はございませんでしょうか。

何か、御回答はございますか。

調査実施者 先ほど野辺地委員からございましたけれども、確かに企活調査では、現在資本関係のある直接親子及び関連会社の関係を調べております。

また、先ほどのところにつきましては、子会社から親会社の状況を見るということで、前回、今回関連会社の項目がおかしいのではないかとということで、外したところでございます。

それとは別に、そもそも他の会社の関連会社という項目を調べる必要はないかという御意見でございましたけれども、記入者負担を考えると、関係会社に関する情報の調査までが、実態としては限度かなと考えておきまして、野辺地委員御指摘のとおり、非公開会社も多くて、他の会社の関係会社までについては、少し困難かなというふうに考えております。

首藤部会長 それでは、以上でよろしいですか。

次の各調査事項のオ、カにいきたいと思えます。

事業内容と取引状況でございます。各調査項目のねらい、それぞれに指摘されている個別留意点について、調査実施者から御説明をいただきたいと思っております。

調査実施者 同しく資料3の5ページでございます。「5 事業内容」は「企業活動の成果である売上高及びその活動に要する費用を総合的に把握するための調査事項」でございます。

論点でございますが、外注費及び支払利息をほかのところに移したもので、「事業の外部委託の状況」として外注費を詳細に把握するために、その後の事業の外部委託の方に移しております。

また、「支払利息等」につきましては、営業費用の内訳が並ぶ中に、唯一営業外費用が入っておりましたので、記入のしやすさということから移したものでございます。

次の6ページでございます。「6 取引状況」でございます。ここは「生産者の直接取引など流通活動における生産者の役割等を含めた我が国企業の取引・流通の実態を把握するための調査事項」でございます。

論点といたしまして、輸出入額についての地域ごとに、「うち関係会社」との取引、地域区分の見直し等でございます。

まず、本社・子会社間の機能分担、国際化が進展しておりますので、この関係会社としての国外取引の把握をするものでございます。また地域別に「うち関係会社」を追加しております。

また、地域区分につきましては、貿易規模の小さい地域は統合いたしまして、非常に大きい中国については特掲したものでございます。

個別留意点でございますが、「企業グループ間の取引を関係会社に限定し把握することに問題はないか。」この後のところの事業の外部委託、研究開発等と同様というところでございますが、これも先ほど少し御説明いたしましたが、近年、関係会社全体としての機能分担するケースが多くなっているため、関係会社としての取引を調査するものでございます。

いわゆる兄弟会社の取引は、範囲の定義が難しいばかりでなく、報告者からの正確な回答は難しいと考えております。前回、グループあるいはグループ化という言葉を使いまして誤解を生じ、大変申し訳ございませんでした。

それから、次の個別留意点でございますが、中小企業で多いと思われる商社経由などを把握する必要はないかということでございますが、企活調査は50人以上かつ資本金3000万円以上という比較的大きな企業が対象となっております。また商社についても対象としておりまして、現行においても、全体として適切に把握はしております。

商社経由のところが実際にとれるかということで、一部商社に確認しましたが、商社経由を分けることはできないということでございましたので、従来どおりということで考えております。

それから、次の論点でございますが、「モノ以外のサービスに関する国際取引の把握」

でございます。ここにつきましても、本社・子会社間等の機能分担、国際化が進展した中で、海外の子会社・関連会社とのサービス取引も拡大しているため、今回、モノ以外のサービスに関する国際取引を把握するとともに、その内訳として関係会社を加えております。

個別留意点といたしまして、サービスの国際取引についても、モノと同様に、海外の地域ごと、あるいは品目別に把握することは必要ではないかということですが、ここにつきましても、今回初めての調査事項でもあり、まず全体像を把握するのが先決と考えております。今回の調査では、まず総額のみ調査し、その結果も踏まえて、今後必要があれば、更に検討していきたいと考えております。

簡単ですが、以上でございます。

首藤部会長 ありがとうございます。

それでは、5と6、事業内容と取引条件につきましても、御意見をいただきたいと思っております。

事業内容について、何か御意見はございませんでしょうか。

岡室先生、あと10分弱しかございません。もし御意見がございましたら。

岡室専門委員 今の、5の事業内容に関しては、私はこれで回答者にとって基準が明確になってよろしいかと思っております。

犬伏統計審査官 その他の項目も、もしあれば、併せてお願いします。

岡室専門委員 6の取引状況に関して申し上げますと、個別留意点の中で、例えば商社経由、これも私はこのとおりでできると思っております。つまり、中小企業の方で商社経由を切り分けるとなると、一方で、商社に対する調査の中から委託を受けたものを、そのまま差し引かなければならないのですけれども、それが困難ということですので、私は統計の明確な把握上、現行でやむなしというふうに、この点、理解いたします。

あと、ばたばたして混乱しますけれど、この先の項目で1点、気になるところがあります。それを先に申し上げてよろしいでしょうか。

いきなり最後の点ですけれども、14ページの「企業統計の方向」のところでは、ガバナンスの観点から、このように変えられたというのは私は、いいかなと思っております。

特にモニタリングという観点と、経営者のインセンティブ、両方の最低限の質問が入っているという点は了解します。

ただ、ストックオプションの質問をよく見ますと、導入しますかどうかということだけでして、対象者が明記されていないのが気になります。つまりこれは一般的には、経営陣に対する、あるいは役員に対するストックオプションというふうに、恐らく質問する側は考えたのだと思っておりますけれども、実際にストックオプションを導入する企業の中には、従業員に対するストックオプションというものが結構ありますし、従業員だけに出している場合もありますので、ここは例えば両方を区別する。あるいは少なくとも役員に対するストックオプションというふうに、明言した方がよろしいかなと思っております。

以上です。

首藤部会長 ありがとうございます。ほかの委員の方に御意見がなければ、「取引状況」のところに移りたいと思いますが。

ここでも要するに関係会社とか関連会社の定義を明確にして、そして内外の取引等を把握するというところでございます。

何か御意見はございますか。

よろしいでしょうか。

特段、御意見がないようでしたら、次に移りたいと思います。

それでは、調査実施者の方から御説明をお願いします。

調査実施者 では、同じく8ページでございます。

「7 事業の外部委託の状況」ですが、ここは、「他社の生産機能等を活用した事業活動の展開を把握するための調査事項」でございます。論点といたしまして、3年周期であったものを、今回、毎年調査化することと金額等の把握のところでございます。

まず、本社・子会社間での機能分担が進んでおりますので、企業の外部委託の状況を、関係会社内外でどのように分担、取引されているかを把握するものです。

また、外部委託状況につきましては、委託の有無だけでなく、委託先区分（国内外）の把握を行っております。

また、製造業以外の外部委託につきましても、関係会社内外と国内外の把握ができるように変更し、毎年調査化しております。

個別留意点のところでございますが、定義のところでございます。まず、「製造委託以外の外部委託とは、製造委託以外の業務の外部委託（アウトソーシング）のこと」で、「金額の記入にあたっては、報告者が容易に記入できるように製造を委託以外の外注費、業務委託費等の経理上処理した金額」としたいと思っております。

こちらの方は、資料4をご覧ください。左側に当初計画案、右側に修正案があります。当初計画は、先般出したものでございます。ここで黄色く色が塗ってございますが、まず（4）の「製造委託以外の外部委託の委託金額」でございますが、ここは「製造委託以外の外注費、業務委託費等の金額」というふうに明確にしたいと思っております。

注の方ですが、「製造委託以外の外注費、業務委託費には営業費用（売上原価を含む）に計上した外注費、業務委託費（類似のものを含む）のうち、製造委託を除いたもの」というふうにし、それと合わせるために、（2）の注意書きの方でございますが、「『製造委託の金額』には営業費用（売上原価を含む）に計上した製造委託の金額の総額を記入してください」というふうにしたいと考えております。

少し戻りまして、「ゲームソフトの開発については、製造とならないため、製造委託以外の外部委託となる」というものでございます。

次のページの個別留意点でございますが、「金融サービスについて、把握する必要はないか」というところでございますが、一般的に金融サービスには銀行、証券、保険等々が該当すると思われませんが、これらのうち外部委託に該当するものは余り多くはないと考えて

おりまして、(3)のところでございますが、をつけるところについては、特に「金融サービス」という特掲はしてございません。「その他」ということになります。

また、情報通信関係の外部委託、クラウド等でございますけれども、これらにつきましては、新しいサービスのために、これも特掲してございません。もしあれば、「その他」に該当いたします。

ただ、これとは別に供給側の売上高につきましては、来年実施を予定しております情報通信業基本調査で把握したいと考えております。

それから、次の個別留意点でございますが、地域ごと等の把握でございます。今回、外部委託については19年調査を行いまして、初めて総額のみ定量的に把握しましたが、売上げに占める割合が製造委託で6%、製造委託以外の外部委託で1%程度と、余り大きくなかったということもありまして、まず今回は総額ということで行っております。

また、今後必要があれば、そこについて検討をしていきたいと考えております。

論点としまして、労働者の受入数の把握のところでございますが、前回調査したときに、請負につきまして、発注元は、依頼する業務において請負業者と委託契約を持つのみで、仕事の割付、必要人員数等については、請負業者の方が決定するため、調査客体から非常に問い合わせが多くて、正確な請負労働者数というのがわからないということでしたので、今回はここは、19年と比べると削除ということにしております。

次の10ページでございますが、「研究開発・能力開発」のところでございます。ここは企業の経営基盤の一つである研究開発費、研究開発投資の実態を把握するための調査事項でございます。

今回新たに調査する能力開発のところでございますが、ここは企業の人材育成の取組状況を把握するための調査事項でございます。

論点といたしまして、研究施設の有無を変えまして、「研究開発への取組状況」にいたしました。ここは従前の研究施設の問いは、企業の研究開発の取組状況を把握するという目的で、調査をしておりましたが、研究施設が独立してしっかりあるような場合はわかるのですが、どこかの部の中にあるとか、そういった場合、どこまで入るのかということで、非常にわかりづらいということがございましたので、今回は端的に問う質問に変えております。

また、本社・子会社間の機能分担等を行っておりますので、研究開発の取組についても関係会社全体で機能分担するケース、受委託の範囲がグローバルに展開されていることが多いということから、内訳として「関係会社との受委託」を追加し、更に国内外を把握することとしております。

論点としまして、能力開発費の把握でございますが、ここにつきましては、設備投資や研究開発と同様に、人的資産に対する投資は非常に重要だろうということで、今回追加しているものでございます。

個別留意点としまして、能力開発の範囲は適当かというところでございます。対象者は

正社員、契約社員等々、その事業に従事する者を対象としております。

派遣社員につきましては、派遣先と直接の雇用関係はございませんが、派遣社員が派遣先の法人等の正社員と同一の職務に従事しており、また、かつ同一の職務に係る教育訓練等に参加している場合に限り、対象者として含めると考えております。

対象経費は、講師・指導員経費、教材費等でございます。これらの対象経費は、人材投資促進税制といった能力開発に係る優遇税制の内容と合わせてございます。

次の個別留意点でございますが、対象人数を把握する必要はないか。グループ全体の状況はどうかということでございますが、初めての調査項目ですので、まず全体像の把握ということで総額のための調査を考えております。

今後、調査の実施状況を踏まえて検討していきたいと思っております。対象とした人数ですが、もし社内研修に出席した人数と、ここはあるいは違うかもしれませんが、そういうことであれば、なかなか記入者の負担も大きいのかなと考えています。

次のページ、「9 技術の所有及び取引状況」でございます。ここは「企業の知的財産活動の実態を把握するための調査事項」でございますが、論点といたしまして、また内訳金額のところでございますが、ここも関係会社全体的に分担するケースが多くなっているために、「うち関係会社」を追加するものでございます。

個別留意点といたしまして、「著作権の内訳の『ソフトウェア』について定義が明確になっているのか」ということがございました。ここにつきましては、著作権の中のソフトウェアとしており、定義は明確になっていると考えております。また、これまで、特に調査客体からの問い合わせもあまりなくて、認識できるのではないかと考えておりますが、より適切にできるように、「(注3)『うち、ソフトウェア』には、コンピュータ・ソフトウェアを記入してください」というふうな文言を入れたいと考えております。

以上でございます。

首藤部会長 ありがとうございます。

それでは今の御説明に対しまして御質問、御意見はございませんでしょうか。

伊藤さん、お願いします。

伊藤専門委員 9ページの委託に関することですが、データとして製造委託は全売上の6%、サービスの委託は全売上の1%というのは、レポート・バイアスもあるのかもしませんが、実感と比べればちょっと小さいのかなと感じます。

たとえば、委託してしまう場合に、製造なのか製造じゃないのかというのは、実は区別しにくい場合があります。物品の提供とそのメンテナンスも含めて委託して一括で支払ってしまう場合などがそうです。従って、実際に書き分けることが、記入者としては容易ではない部分があって、こういう結果につながっている部分もあるのかなということを感じました。

以上です。

首藤部会長 ありがとうございます。

そうすると、その場合例えば足して7%ぐらいというふうに解釈して、よろしいわけでしょうか。

伊藤専門委員 そうですね。ただ、分類できないので、記入できなかったというレポート・バイアスがあるかもしれません。

首藤部会長 ほかに、いかがでしょうか。

引頭専門委員 1点だけ質問なのですが、技術の所有のところの特許権のところ、所有と使用ということで、この分け方自体は全然いいのですけれども、質問は、使用をしているというものの中に、クロスライセンスで、要するにロイヤリティは得ていないけれども、クロスで供与、対象範囲は絶対契約で決まっていると思うのですけれども、そういうものも入るということでしょうか。もし、そうであれば、もっとわかるように書いた方がいいのかなと思いました。

調査実施者 特許権の所有、使用のところでございますが、ここは特に代金をもらっているかどうかは、関係ございません。ですから、使用しているというものについては、全部、お金というのは別として入ります。

それは、記入の手引きとかに明確に書くようにしたいと思います。

首藤部会長 ほかにいかがでしょうか。

では、野辺地委員、お手元の検討メモの後半ですね。お願いいたします。

野辺地専門委員 まず検討メモの真ん中よりちょっと下のソフトウェアについてなんですけれども、ソフトウェアというものの範囲がどこまで入るかということとも関係してくるのですけれど。

その前に7番の外部委託の状況のゲームソフトの件ですね。

ゲームソフトについては、製品化された後のコストについては、製造原価として認識されているケースが多いと思われれます。

ですから、基礎研究で開発途上の場合には、期間費用として製造費用に入れないケースもあるのですけれども、両方あるのかなということでございます。ですから、目に見えるものをつくる以外も、製造原価というふうな形で企業は認識していますので、その辺りの考え方を整理しておく必要があるかな。

と申しますのは、次の技術の所有及び取引状況とも関係するのですけれども、ゲームソフトの開発に関しては、コンテンツを外注したりするケースがかなりあります。

ですから、そういったものを9番の「技術の所有及び取引状況」のところでどう書くのかということも、ちょっと考えていけないといけないかなという気はいたしております。

今度9番の方に移りまして、まずソフトウェアという項目が、調査票の中で著作権の内訳として「うち、ソフトウェア」という形で記載されています。企業がこの調査票の技術取引の内容を見たときに、この項目というのは企業の決算書で、無形固定資産という項目とイコールになっているわけです。まず、無形固定資産に挙がっている金額を書くのかなという迷いが、出てくると思います。

どうも今までの御議論をお聞きしていると、すべての技術取引を書くようなニュアンスをちょっと私も感じています。そういった中でもう一回考え直さないといけないと思っている点があります。

まず、コンピュータのソフトウェアについて言えば、9の として書かせていただきましたように、調査対象企業がそのソフトウェアに関する著作権を保有しているケースというの、勿論あるのですけれども、販売用ソフトウェアを購入して使用している場合には、使用許諾契約に基づいて使用している、いわゆる使用権であります。

ですから、著作権の内訳として記載する場合に、この使用権みたいなものをどうするのかなということで、調査対象企業がちょっとまじめに考えた場合、どうしようかと思っただけで迷うかなというところがあります。

それから、 として、特許権などの工業所有権につきましても、工業所有権そのものを保有している場合と、それ以外に実施権とか使用権を取得するケースもあります。

その場合、取得に際して頭金を支払うケースと支払わないケース。その頭金も性格によって、工業所有権に準じて無形固定資産で計上されている場合もありますし、ロイヤリティの前払いみたいなものでしたら、長期前払費用になっているケースもある。

その後ランニング・ロイヤリティ、特許権使用料も出てくると思います。ですから、ここで求めている記載項目が、権利そのものを所有しているものをいうのかどうかということ、またその使用権、使用料をどうするのかといった面が、若干不明確であって、記載に当たって企業の方が迷うというふうに思われております。

以上です。

首藤部会長 ありがとうございます。以上の点につきまして、御回答をお願いします。

調査実施者 まず、「事業の外部委託」のゲームソフトのところでございますが、御指摘のとおりでございます。

ゲームソフトの開発については、企画設計等、製品化の前段階までの外部委託は、製造委託以外の外部委託でございますけれども、製品化の段階になりますと、これはもう製造委託となります。この辺を明確にするために、また記入の手引きとかそういうところで、記載したいと考えております。

それから、もう一つのソフトウェアのコンピュータソフトのところでございますけれども、どういうふうに経理処理されているかということに関わらず、当該年度中に計上された工業所有権あるいは著作権に係る金額を記入してもらうこととして考えております。

ですから、工業所有権、著作権そのものの取引に係る金額及びその実施権、または使用権に基づく使用料を対象としております。ここも詳しくは記入の手引きに記載したいというふうに考えております。

首藤部会長 では、以上の点は、伊藤委員からいただいた御質問も、野辺地委員からいただいた御意見も、設問の書き方に関する技術的な問題だと思しますので、是非、御意見を参考にして、わかりやすい形にきちんと書いていただきたいと思います。

廣松部会長代理 今回の関連で、4の「資産・負債」の項目で、先ほどの野辺地委員の御指摘のとおり、無形固定資産の中に「うち、ソフトウェア」という項目がありますよね。それと今の技術取引の中の「著作権、うちソフトウェア」と一致するものなのですか。

調査実施者 一致しません。

廣松部会長代理 その差はなんですか。

調査実施者 まず、4の方は資産としてどれだけあるかで、9の技術取引は1年間の受取金額、相手から例えば幾ら受け取ったかということですので、違うものになります。

廣松部会長代理 そうですね。フローとストックの違いという意味では、これは資産取引額とは当然違う。でも範囲としては同じものでしょうか。一方は資産として計上されるソフトウェアとこの1年間の取引額として計上されるソフトウェアは同じ範囲ですか。

調査実施者 はい。範囲としては同じになります。

廣松部会長代理 そうですか。わかりました。

野辺地専門委員 著作権のうち、コンテンツみたいなものがどうなるかという点は、御指摘のようにあるのではないか。貸借対照表のソフトウェアというのは、コンピュータ・ソフトウェアに限定されているというのが、実態だと思います。

今の技術取引の方は、もっと幅広く、いわゆるコンテンツ、要するに著作物みたいなものはみんな含んで質問しているのかなという点もありますので、注書きでどこまでそこら辺を明確にするか。またコンピュータ・ソフトウェアがここに入るのか、入らないのかというのも、企業としては、明確にしておかないと難しくなってくるかなという気がいたしております。

以上です。

引頭専門委員 今回の件なのですけれど、普通、ソフトウェアが資産計上されると、3年で償却ですよ。

野辺地専門委員 自社利用のコンピュータソフトと販売用ソフトでは、実は違います。支出の効果が及ぶ期間ということで償却するのですけれど、税務の規定があるもので、5年で償却しているケースもありますし、販売用ソフトウェアの場合は、2年とか3年というのもございます。いろんなケースがございます。

引頭専門委員 申し上げたかったのは、バランスシートの方には、そこに要した金額で多分載るのですが、今申し上げました償却というのが起こってくるわけですね。支払金額とあったときに、バランスシートのことを考えてしてくれる。要するに償却費も入れてくれるのか。あるいは、一括計上したものも入れてしまうのかということがあるところがあって、ただ、私は実施部局がおっしゃった、その年度ですというので、逆にいいと思っているので、そこは償却の分も、無形固定資産のところにはコンピュータソフトしかないわけなので、ソフトウェアには、(償却も含む)としておいた方がいいかなとちょっと思ったのです。それがさっき廣松先生がおっしゃった、差額というのが償却の分になる。自社でつくったら自社利用というのが出てきますね。

野辺地専門委員 その点に関しては、特許権とかほかの工業所有権も、実際に取得して支払う金額と、貸借対照表に残る金額は償却後ですから、全体について言えると思います。

引頭専門委員 そうですね。

首藤部会長 そうすると、実際に、数値としてとる場合には、その点がかなり重要になるわけですね。

野辺地専門委員 償却前の取得価格で記載を求めるのかどうかという点と、それ以外に、使用料です。每期払っていく、ランニング・ロイヤリティみたいなものをきちんと回答してもらおうというのは、結構きちんと書いておかないと、混乱するかなというところがありますね。

調査実施者 記入の手引きにも書いてあるのですが、もう一度記入の手引きをよく見直して、更に詳しく良くしたいと考えております。

首藤部会長 それでは、その他の御説明いただいた事項ですけれども。何か御意見はございますか。

宮川専門委員 先ほど佐々木委員から能力開発が金額的に少ないのではないかというお話があったと思うのですが、金額の多寡ではなくて、能力開発が企業の中で占める位置付けが低いということであれば、それ自体が重要な情報をもつわけです。有形固定資産に比べて、そうした人的資産への支出が低ければ、それ自体が政策的とかいろいろな今後の展望の材料になるということだと思います。

それから企業活動基本調査の設計自体は、実はほかでも、例えば韓国なんかでも、かなり類似のものがあって、企業のマネジメントの違いといったものを把握することができません。こうした比較を経て日本の企業が、対外的に進出するときに、現況のマネジメント・プラクティスでいいのかどうかということを考えるために、重要な情報を提供できるのだらうと、私は思います。これは感想です。

首藤部会長 ありがとうございます。

本社・子会社間の機能分担とか、国内・海外別の把握といった点については、いかがですか。何か御意見ございますか。

伊藤専門委員 宮川先生の感想とほとんど同じで、恐らく額がどうかということで正確な金額については、本当に出てくる分は少ないと思います。

業務委託の話も能力開発の話も、恐らく書いていないところは自前でしているのであろうと。どういった特性の企業が内部化していて、どういった特性の企業が外部化しているのかということで、論点として比較対象、比較可能なデータが出てくるということ自体は、非常によいことだというふうに思います。

首藤部会長 ありがとうございます。

それでは、もし、これまでのところ、御意見がないようでしたら、次の「情報化の状況」と「企業経営の方向」「バイオテクノロジー」までお願いします。

調査実施者 同じく 13 ページでございます。

「情報化の状況」でございます。今回ここは削除したところでございます。そこにつきましては、個別留意点のところにもございますが、まずコンピュータネットワークの利用の有無の項目については、既に98%利用ありということで、必要性は薄れていると考えています。

また、以下の調査及び調査事項でおおむね把握できます。これは、情報処理実態調査の方で大体わかるというものです。

の「電子商取引の実施状況」の項目につきましても、以下の調査及び調査事項でおおむね把握できております。

情報処理実態調査、消費者向け電子商取引実態調査で把握できているというものでございます。今回そういうことで削除と考えております。

次のページでございます。「10 企業経営の方向」でございますが、企業のガバナンスの観点から、委員会設置会社の状況、社外取締役の設置状況、ストックオプションの導入状況を把握するものでございます。

今回、論点としましては、退職等の制度的な取組を削除しております。ここにつきましては、3年前に実施したわけでございますが、数年間実施する必要性は指摘されましたが、既に3年経過しましたので、今回この項目は、必要性が低下したと判断し、削除するものでございます。

個別留意点といたしまして、もっとほかの項目等は把握しないのかというところでございますが、まず本調査はいずれも、ガバナンスの観点から重要なファクターであると考えております。ただ、今回の改正では、全体的にボリュームが増えたこともあり、新たな調査項目は設定してございません。

しかし、今回、社外取締役につきましては、中立的かつ独立的な監視機能として迎え入れる企業も増えていることから、取締役について定量的に把握するとともに、その中立性・独立性を把握するため、内数として「関係会社」を追加したいというものでございます。

これは先ほどの資料4の裏面でございますが、今回、右側の方が修正案となっております。黄色くしてあります。社外取締役の設置状況でございましたが、ここを取締役の人数ということで、社内、社外、そのうちの関係会社。子会社はございませんが、関係会社ということで、人数を把握し、あとは同じです。順番を変えただけですが、設置会社かということとストックオプションということで、ここは変えたいと考えております。

最後のページ、「バイオテクノロジー」ですが、ここはほかのものとは、大分調査項目が変わっております。バイオ産業の実態調査を行うバイオ産業創造基礎調査というものがございます。こちらの母集団情報の把握ということで、3年に1回バイオテクノロジー利用の有無を調査するものでございます。

これはバイオ政策等非常に重要だということで、3年前に行っておりますが、22年調査で行う。23年、24年を行うことは考えておりません。

以上でございます。

首藤部会長 ありがとうございます。

それでは、この「情報化の状況」と「企業経営の方向」。まず、「情報化の状況」について、何か問題はございますか。コンピュータネットワークの利用の有無、これは別によるのでしょうか。

それでは、次に「企業経営の方向」についてはいかがでしょうか。ガバナンスの観点から項目を設定するということですが、先ほど岡室委員の方からストックオプションの導入について、従業員にも、最近は広くストックオプションが導入されているので、ここでもし企業経営の方向ということで見ると、経営者に対するストックオプションの導入状況というのを、明確に限定して質問したらどうかという御指摘がございました。

調査実施者 そこにつきましても、記入の手引きにあります、取締役あるいは従業員に対してということ。

首藤部会長 両方入っているのですか。

調査実施者 入っております。

首藤部会長 経営者に入らなくて従業員に入るということは、まずないので、それはそれでいいのかなという気もいたしますが、この点については、いかがでしょうか。

佐々木委員 現実に、社員にストックオプションってあるのですか。

引頭専門委員 あります。

佐々木委員 日本の企業ではよくあること。

引頭専門委員 よくあります。

佐々木委員 特殊な業種ではないの。製造会社ではないです。

引頭専門委員 上場する直前に、従業員に全部渡す会社とか、あります。

首藤部会長 これは、そういうことであれば、これでもいいのかなと思いますけれど、いかがですか。

佐々木委員 そのストックオプションをしているか、していないかで、何か問題があるのですか。問題意識か何かあるのですか。

首藤部会長 それは経営者と株主の利益相反問題を解決する手段、ガバナンスの一つの重要な手段として導入されてきたわけです。

佐々木委員 だけど企業の勝手ではないですか。

首藤部会長 企業が自由に導入するわけで、別に制度的に義務付けているわけではないのです。

宮川専門委員 それは従業員に与えるとか、経営者に与えるインセンティブの問題ですね。ある企業の経営パフォーマンスがいいとか、従業員のパフォーマンスがいいかが、ストックオプションの実施状況に依存するかどうかということを考察する、一つの情報として調べましょうということだと思えます。

首藤部会長 ほかにいかがでしょうか。

新しい項目として、「企業経営の方向」ということで、ストックオプション、委員会設

置会社かどうか、社外取締役の数とその内訳を調べるということでございます。

系列関係が一つの重要な調査項目となり新しい視点が入ったので、社外取締役が本当に独立なのか、あるいは系列機関からの役員なのかを見るのは、意味があるという気がいたします。

ほかにもいろんな項目を追加したらおもしろいのではないかと思いますけれど、設問の数に限りがあるようです。

ほかにかがででしょうか。

佐々木委員 余計なことですけど、企業に現実に身を置く立場として、こういうふうなデータ、こういうふうな質問に答えた数字を見て、企業のガバナンスがわかるということは、ほとんどないですね。

むしろ役員の数よりもだれが実権が持っているとか、社長なんて大抵普通の会社はナンバー2以下です。会長とか相談役がいて、それが牛耳っているのが実態ですから。社外取締役といってもほとんど友達を連れてきていますから、ほとんど社外になっていないのです。

統計としては、こういうことしか方法はないですけども、実態はガバナンスがどうだというのはわかりません。

首藤部会長 例えばそれらと企業のパフォーマンスと、ほとんど関係がないという結果が出たら、実態はそうだとということになるかと思えます。

ですので、統計データとしてとるのはよろしいのではないかなと思えます。

ほかにも御意見ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

では、この「バイオテクノロジーの利用状況」につきましても、これは要するに、他の調査の母集団の把握のためということですので、これ自体が、それほど大きな意味があるわけではございません。何か御意見があればどうぞ。

伊藤専門委員 質問なのですけれど、これで例えば利用しているというふうに回答した場合、その後どのような形で「バイオ産業創造基礎調査」という形がなされるのでしょうか。

調査実施者 利用しているという企業に対して、「バイオ産業創造基礎調査」が送られます。

伊藤専門委員 調査票が送られてくるということ。わかりました。

首藤部会長 ただし、どういう目的で利用しているかということは、非常に企業によって違うでしょうから、質問とこの「バイオ産業創造基礎調査」がどういうふうに結び付くのか、母集団として適切なものがとられるかどうかということは、かなり問題かなと思えますけれど。一応それで母集団を絞ることに意味があるのかなと、そういう目的でしょうか。

調査実施者 これは母集団を探すということですので、利用としてどういうものがある

かということにつきましては、細かいのですが、調査票の方に利用形態ということで、バイオテクノロジーを利用して自社製品を生産しているかとか、あるいはバイオテクノロジーを利用して生産された他社製品を原材料として使用し自社製品を生産しているかとか、あるいはそういうものを販売しているかとか、少し細かくなりますけれども、利用形態ということで、全部入っております。

首藤部会長 わかるようになってきているんですね。

伊藤専門委員 企活には、銀行業が入っていませんけれども、生体認証を使っている金融機関などがあるように、バイオテクノロジーを利用している他業種というものは多くあると思います。調査票の利用形態の説明にあるような「利用しているか、利用していないか」だけだと、本来「バイオ産業」として拾わなくてもいい企業まで拾ってしまうかもしれせん。

調査実施者 そうですね。済みません。今、利用形態がどこまでかというのは、細かくは。

ただ、今、言われた銀行ということでは、調査自身が対象外になります。

伊藤専門委員 はい。

首藤部会長 それでは、一応調査項目の整理について、御意見をいただいたわけですが。

大きな問題は、定義を明確にするということ。もう一つ大きな問題は、企業間の関係を見るときに、ここではあくまでも関係会社ということで絞って項目を質問しているということ。さまざまな関連会社との間の取引を見る必要があるという御意見が出ました。それも質問として、どういう対象にするかが、必ずしも明確ではない。一応ここで関係会社として定義を明確にして、それをきちんとわかるような、区別できるような形での御説明と、設問にさせていただくということが必要なのではないかと思います。

それから、細かい点については、いろいろと御意見がありました。今回は特にこの点に関しては、更に検討をする必要があると、更に次の調査に関して引き続いて検討するという点がたくさん出されましたけれども、次回の部会で、これだけは引き続き検討したいということはいかがでしょうか。

いかがでしょうか。もう一回整理をきちんとしていただいて、その上で皆さんに御意見をいただくという形にしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

首藤部会長 ありがとうございます。では、そういう形で事務局の方で、もう一度きちんと整理をしてまとめてもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

ほかに、特段何か御意見がございますか。

ないようでしたら、次の「集計及び集計方法について」、それから「結果の公表及び有効利用について」、調査実施者の中村室長の方からお願いいたします。

調査実施者 先ほどの資料1の5ページをご覧ください。

まず、集計事項、集計方法でございます。こちらについては、前回配付資料の2 - 5の

表章様式を御参考ということで、説明は省かせていただきたいと思います。

先ほど「企業経営の方向」で取締役の人数を調査することとしておりますので、それも踏まえたものといいたします。

の欠測値の補完推計でございますが、ここにつきましては、確かに重要であるというふうに考えております。現在、経済産業省の調査統計部としまして、欠測値の補完推計について、研究事業を実施しております。その中で企活調査も対象となっておりますので、その議論を踏まえて検討していきたいというふうに考えております。

次に、結果の公表のところでございますが、2か月早めるといたしまして、ここは従来から、調査統計調査全般に対して求められていることでございますので、特に速報公表について早期化を図るべく検討し、今回、2か月早めるというものでございます。

次に 前回答申での指摘のところでございます。 海事調査とのリンケージでございますが、ここにつきましては、本年度調査する調査研究事業において、企活調査から作成するパネルデータと海事調査の個票を接続しまして、海外子会社も含めたパネルデータを作成することとしております。これを分析いたしまして、来年には公表を考えております。

の類似調査等の相互比較でございますが、まず情報通信分野につきましては、情報通信業基本調査を、22年度から実施いたします。また他の企業統計につきましては、引き続き検討していきたいと思ひます。

企活のパネルデータを利用した結果公表でございますが、これも 同様、今年度実施する調査研究において、一番最初の平成3年度実績から19年度実績までのデータを、パネルデータ化して、そこの分析を行い、これも来年公表する予定でございます。

非常に簡単でございますが、以上でございます。

首藤部会長 調査の集計及び公表については、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

首藤部会長 ありがとうございました。

それでは、皆様からいただいた御意見に基づいて、答申骨子案をつくっていただくということでございますので、答申案のスタイルにつきまして、犬伏統計審議官から、簡単に御説明をお願いいたします。

犬伏統計審査官 席上配付資料2というものを配付してございます。

既に委員の先生方については、統計委員会の答申案のスタイルは、御承知だと思うんですけども、初めての専門委員の方もいらっしゃいますので、こんなスタイルで取りまとめを行うということで、御紹介させていただきます。

最初の「下記の結論を得たので答申する」以下の「記」のところなのですが、大きく1として「承認の適否とする理由」、それから2として「今後の課題」という形で整理をしています。

「(1)適否」として、基本的には「計画を承認して差し支えない。ただし、以下の『(2)理由等』で指摘した事項については、計画を修正することが必要である。」

「(2)理由」のところで調査事項で例えば(イ)でこういう変更については、こういう理由からおおむね適当である。ただし、こういう点についてはこういうことをすることが必要である、という書き振りをして、こういった点については、先ほどの(1)の「ただし」のところで言っているように、今回の計画について修正をしていただくということになります。

今回の22年の調査計画で修正できないものの、今後の課題として、2、3年先において検討して改善を図ってもらうものについては、「今後の課題」というところで書くこととなります。

このような整理で答申案をまとめたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

首藤部会長　こういう形で答申案の骨子を、あらかじめ私の方で事務局と相談の上、素案を作成いたしまして、事前に委員及び専門委員の皆様にも御確認をお願いする。そして御意見をいただきたいというふうに思います。

つきましては、後日、お示しいたします答申素案につきまして、お気づきの点があれば、事務局まで電子メール等で御連絡をいただければ、幸いと思います。

次回は、答申案につきまして、資料で提出させていただいて、それに関して議論をしていただくということにしたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

時間が10分ほど過ぎて、申し訳ございません。

それでは、今回の部会はこれで終了したいと思います。

次回の部会日程につきまして、事務局の犬伏統計審査官から、御説明をお願いいたします。

犬伏統計審査官　次会の部会は、新年早々恐縮でございますが、1月5日火曜日13時から、本日と同じこの場所で会議を予定しております。

本日配付いたしました資料につきましては、次回部会においても使いますので、忘れず御持参いただきたいと思っておりますが、委員、専門委員の先生方には、今日配付していますように、ドッチファイルでとじて、また第3回目のときにも出させていただきますので、必要な資料だけお持ち帰りいただければ結構でございます。

以上でございます。

首藤部会長　ありがとうございました。